

多胎児家庭外出支援事業

提供できるサービスの内容（できること、できないこと）



原則として、多胎児家庭の保護者とご一緒に、外出支援員が普段のお出かけや予防接種、乳幼児健診に出かける際の外出支援や健診受診のお手伝いをするサービスです。

保護者同伴の外出時のサポートサービスであり、家事を行うものではありません。

サービス内容	できる（例）	できない（例）
外出に関する準備	- 着替えやおむつ交換 - お出かけ必要物品の準備 - 保護者の準備時の見守り - 車までの移動介助、きょうだいの見守り	外出に関する準備ではないもの - 掃除、洗濯、調理等の家事 - 買い物
外出先での手伝い	- 子どもの通院、健診、予防接種等の付き添いや見守り - 着替えやおむつ交換等の手伝い - きょうだいの見守り	外出支援員がひとりでお子さんと外出すること ※車で移動を希望する場合は、事業所に確認してください。（外出支援員が運転することはできません。）
外出先から帰宅した際の手伝い	車から自宅までの移動の手伝い	
その他	きょうだいの遊び相手	- ペットの世話 - 銀行への振込み、引き出し

※保護者が不在の場合はサービスの提供はできません。

※体調不良（感染症等）の方がいる場合は、サービスを提供することができません。

お子さんの送迎や預かりなどは、「さいたまファミリー・サポート・センター」（TEL048-814-1415）、家事や育児の援助は、「子育てヘルパー派遣事業」を活用できます。

詳しくは「さいたま子育てWEB」

（<https://www.city.saitama.lg.jp/kosodate/index.html>）をご覧ください。

※「できる(例)」に記載されていても、介護保険や障害福祉サービスを利用できる場合は、当該制度を優先して利用していただき、この事業での援助は対象外となります。